

中泊町農業委員会会議録

平成30年1月23日

中泊町農業委員会

平成29年度中泊町農業委員会 1月定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年1月23日（火） 午後14時00分～午後15時00分

2. 開催場所 小会議室1

3. 出席委員（11人）

会 長	15番	松坂龍美		
会長職務代理者	14番	松田耕司		
委 員	2番	神良一	3番	鈴木誠一
	4番	外崎満幸		
	6番	長利弘貴	7番	大川新造
			9番	大川賢一
			11番	澤田健吾
	12番	野上喜代次	13番	木村巧

4. 欠席委員（3人）

委 員	5番	葛西徳男	8番	葛西誠
委 員	10番	長利弘明		

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第14号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第15号 農地使用貸借の合意解約書について

報告第16号 農地移動あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第29号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第30号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第31号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第32号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する適格者について

議案第33号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について

協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長	三上晋一	次 長	竹谷覚夫
総括主幹	開米るみ子	主 幹	前田和夫
			打越賢一

7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、平成29年度中泊町農業委員会1月定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、出席委員は14名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長をお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
議長	<p>今日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます</p> <p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p>次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、7番大川新造委員、9番大川賢一委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員開米総括主幹と打越主幹を指名いたします。</p> <p>以上で日程第2を終わります。</p> <p>それでは、日程第3の報告第14号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p> <p>◎報告第14号</p>
事務局	<p>3ページをお開きください。報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。平成30年1月23日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の賃貸借の合意解約は、4件ございました。内容については、資料をご覧ください。報告第14号については、以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告第14号について、何かご意見等ございましたか。</p> <p style="text-align: center;">(意見なし)</p>
議長	<p>無いようですので、報告第15号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします</p>

◎報告第15号

事務局

12ページをお開き下さい。報告第15号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借の合意解約通知書について、次のとおり報告する。
平成30年1月23日提出 中泊町農業委員会会長。

事務局

今月の農地使用貸借の合意解約は1件ございました。内容については資料をご覧いただきたいと思います。報告は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第15号について何かご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長

無いようですので、報告第16号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第16号

事務局

18ページをお開き下さい。報告第16号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(平成29年12月実施分)の結果について、別紙のとおり報告する。平成30年1月23日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。12月分の農地移動あっせん申し出は10件ございました。内容については、申出一覧表をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第16号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長

無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎ 議案第29号

議 長 議案第29号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 21ページをお開き下さい。議案第29号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成30年1月23日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長 議案第29号について、受付番号41番と42番に関係する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

野上委員 12番 野上です。
それでは報告いたします。去る1月9日、私と大川新造委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は所有権移転が2件ございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上ご報告いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局 今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号41番と42番の2件ございました。内訳は、売買が1件、贈与が1件です。

受付番号41番は、尾別字小谷地内の2筆の畑7,037平方メートルの売買です。譲受人は、譲り渡し人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号42番は、豊岡字若松、緑川、三笠地内の13筆の田と畑38,537平方メートルの親子間の全部贈与です。譲受人は、譲渡し人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号41番と42番について、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議 長 何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第29号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第29号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第30号

議 長 議案第30号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 25ページをお開き下さい。議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可について」農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成30年1月23日提出 中泊町農業委員会会長

議 長 議案第30号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

野上委員 それでは報告いたします。去る1月9日、私と大川新造委員と事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第5条の転用許可申請が2件ございました。

申請地は2件とも中里地区の畑と田であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。

以上報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局 26ページをお開き下さい。
それではご説明いたします。
受付番号8番は、中里地域の亀山地内の2筆の畑で、面積は 294㎡の、その他の2種農地であります。
申請者は自ら経営する会社の建築資材等の置場に苦慮していたところ、現在使用している作業場に近接している当該申請地を購入できることになり、農地法5条の許可申請をしたとのことです。
申請地付近は宅地と畑が有りますが自家用野菜の小規模な畑だけなので、農作物に及ぼす影響はないと思われます。
許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)の(カ)の(ア)「小集団の生産性の低い農地」に該当している農地と思われます。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

事務局

受付番号9番は、中里地域の宝森地内の1筆の田で、面積は337㎡の、その他の2種農地であります。

申請者は経営規模の拡大により、農業機械等を入れる車庫と農作業舎が必要となり、申請者の自宅に隣接する申請地を購入することにしたとのことです。

申請地は現所有者の父が生前自動車板金工場として使用していたものですが、農地法の許可なく農地以外の目的で使用することは違法であることを知り、直ちに同法の許可を得るよう指導されたので、始末書を添付し申請したとのことです。

申請地付近は既に宅地化されており、農作物に及ぼす影響はないと思われま

す。許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)の(カ)の(ア)「小集団の生産性の低い農地」に該当している農地と思われま

す。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

議長

何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長

ないようですので、お諮りいたします。議案第30号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第30号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第31号

議長

議案第31号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

35ページをお開き下さい。議案第31号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成30年1月23日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページお開き下さい。それではご説明いたします、平成30年1月19日付け中農政第246号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

38ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が11件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が8件とあおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡が3件となっております。

受付番号27番は、あおり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、豊岡字三笠の農地2筆、地目は田、面積は8,342㎡です。売買価格は325.3万円です。対価の支払い期限は平成30年1月30日を予定しております。

受付番号28番は、あおり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、薄市字花持の農地2筆、地目は田、面積は5,843㎡です。売買価格は116.8万円です。対価の支払い期限は平成30年1月30日を予定しております。

受付番号29番は、あおり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は6,127㎡です。売買価格は210万円です。対価の支払い期限は平成30年1月30日を予定しております。

受付番号30番は、あおり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字望月の農地4筆、地目は田、面積は10,503㎡です。売買価格は500万円です。
対価の支払い期限は平成30年1月30日を予定しております。

受付番号31番は、あおり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地4筆、地目は田、面積は16,467㎡です。売買価格は688万円です。対価の支払い期限は平成30年1月30日を予定しております。

受付番号32番は、あおり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は9,383㎡です。売買価格は150万円です。対価の支払い期限は平成30年1月30日を予定しております。

受付番号33番は、あおり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は2,499㎡です。売買価格は75万円です。対価の支払い期限は平成30年1月30日を予定しております。

受付番号34番は、あおり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は3,677㎡です。売買価格は73.5万円です。
対価の支払い期限は平成30年1月30日を予定しております。

受付番号35番は、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。
関係農地は、中里字宮川の農地1筆、地目は田、面積は8,026㎡です。売買価格は240万円です。対価の支払い期限は平成30年2月8日を予定しております。

受付番号36番は、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。
関係農地は、中里字宝森と種取の農地6筆、地目は田、面積は14,640㎡です。売買価格は797.8万円です。対価の支払い期限は平成30年2月8日を予定しております。

受付番号37番は、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、今泉字布引の農地5筆、地目は田、面積は7,347㎡です。売買価格は140万円です。対価の支払い期限は平成30年2月8日を予定しております。

所有権の移転につきましては以上です。

66ページをお開き下さい。今月の利用権設定は新規が4件、再設定が4件で面積は再設定、新規合わせて58,804平方メートルです。

受付番号72番は新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の3筆の「田」7,732平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり¥30,000、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号73番は再設定で、設定する農地は八幡地内の1筆の「田」2,628平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり¥30,000、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号74番も再設定で、設定する農地は八幡地内の1筆の「田」1,977平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。10アール当たり¥30,000、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号75番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の4筆の「田」8,406平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり¥20,000、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号76番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」5,192平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号77番も再設定で、設定する農地は高根地内の1筆の「田」2,939平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号78番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の4筆の「田」7,943平方メートルです。期間は6年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

事務局

受付番号79番は新規の設定で、設定する農地は富野地内ほか6筆の「田」21,987平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費の水利費は借主負担、土地改良費の工事費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

議長

何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

ないようですので、お諮りいたします。議案第31号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第31号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第32号

議長

議案第32号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

71ページをお開き下さい。「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」農地等の一括贈与に係る下記の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の規定する適格者であることの承認を求める。

平成30年1月23日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。平成29年1月定例会から平成29年12月定例会までの間で、全部贈与の申請が11件ございました。このうち適格者の要件を満たしている該当者がおりません。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

議長

何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第32号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第33号

議長 議案第33号「贈与税の納税猶予及び不動産取得法の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題といたします。事務局より議案の説明と朗読をお願いします。

事務局 73ページをお開き下さい。「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について」贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の適用の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。なお、証明願いが遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加し承認するものとする。平成30年1月23日提出 中泊町農業委員会会長。

事務局 次のページをお開き下さい。相続届出書提出予定一覧表ですが、継続件数が12件、受贈者及び贈与者死亡により免除申請が2件ございます。該当者につきましては、全農地を耕作していることを現地及び資料等を基に確認しております。

議長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第 33 号は原案のとおり決定いたします。

議 長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局 それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議 長 以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

それでは、以上をもちまして、平成 29 年度中泊町農業委員会 1 月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 30 年 1 月 23 日

農業委員長

署名委員

署名委員
